

氏名（本籍）	前川 孝子
学位の種類	博士（日本語教育学）
学位記番号	博 甲 第 9749 号
学位授与年月日	令和 3 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	日中の意見論述文章における文章規範の対照研究

主査	筑波大学 教授	博士（言語学）	小野 正樹
副査	筑波大学 准教授		木戸 光子
副査	筑波大学 助教	博士（文学）	池田 晋

論文の要旨

本研究では、日中の国語教育における意見論述文章の模範文章を対照し、両言語の文章規範の特徴や相違を明らかにするため、日本の国語教育における意見論述文章としての日本の意見文と小論文、中国の議論文の模範文章を対象に、以下 3 つの課題に取り組む。

- 研究課題 1 日本国語教育における意見論述文章としての日本の意見文と小論文、中国の議論文の模範文章の質的相違、文章構造、論拠の特徴や相違点を明らかにする。
- 研究課題 2 日本の意見文と小論文、中国の議論文の模範文章の論証の特徴や相違点を明らかにする。
- 研究課題 3 中国人日本語学習者の文章理解と日本語で産出した意見論述文章の特徴にどのような関係にあるかを明らかにする。

本論文は、9 章からなる。

第 1 章では、本研究の動機と研究背景、目的、研究課題そして、論文全体の構成と各章の概要を述べる。

第 2 章では、両言語の意見論述文章に日本の国語教育においては意見文と小論文、中国の国語教育においては議論文である根拠を示し、対照研究の知見、Kaplan, Robert B (1966) や Connor, Ulla (1996) を代表とする第二言語教育のための対照修辞学 (Contrastive Rhetoric) における中国の議論文に関する先行研究を概観することで、本研究の位置づけを述べる。

第 3 章では、作文において実現が目指される規範にかかわる研究と実際の作文においてその規範がどのように実現されているかという実証研究に分けられることを指摘し、本論文の資料である、意見文、小論文が 2000 年から 2018 年までに発行された古典教科を除く全ての高等学校国語教科書 215 冊を調べ、掲載されていた意見文 32 編、小論文 17 編を対象とすること、中国の議論文については、日本の大学入試センター試験に相当する「普通高等学校招生全国統一考試」（通称「高考(ガオカオ)」）において実際に学生が書いて満点もしくはそれに近い高得点をとった作文、通称「満点作文」の 2014 年から 2016 年における満点作文の中から

1 課題につき 5 編の作文を収集できたもの、計 30 編を対象とすることを説明する。

第 4 章から、日中の意見論述文章の文の内容の質的相違を述べるために、市川 (1978) の「文の内容の質的相違」という観点から、文章を構成する文を「事実」の文と「見解」の文に分け、それらの組み合わせや比率によって、文章が全体としてどのような様相を示しているのかを分析し、日本の意見文、小論文では、書き手と関わりのある他者の行動が記されるのに対して、中国語の議論文では、読み手に対する働きかけを強く意識した表現方法が用いられ、書き手と関わりのない他者から構成された公共空間を背景にしていることを主張する。

第 5 章では文章構造の分析方法として、樺島 (1983) を参考に、意見論述文章としての意見文、小論文では、一般に、導入、本論、結びの構成原理それぞれに特定の要素が配置され、全体として 1 つの論理展開がなされるように構成され、定型がないのに対して、意見論述文章としての議論文では、1 つの論拠に対し、1 つの意見の陳述を組み合わせることが一般的であり、定型化し複数回にわたって意見を提示することで読み手を特定の方向に誘導することに特徴があることを主張する。

第 6 章では、日本語の意見論述文章としての意見文、小論文の特徴は、論拠として事実論拠のみが用いられるのに対して、中国語の議論文では、事実論拠は史実や現在の出来事が用いられているほか、道理論拠も用いられ史実や名言・箴言の多用が、知識や学力の判断基準としての意味を持つとともに、社会的権威のある第三者の意見が尊重されていることを推測させると主張する。

第 7 章では、文章構造の分析により特定された「論拠」と意見の関係を、中国の議論文の分類枠組みを参照し、表現効果という観点から分析し、日中の意見論述文章の差異の要因を探り、意見文、小論文で譲歩が用いられるのは、他の意見を参照し、多様な視点から検討するのに対し、議論文では名言、比喩、反対仮説が用いられているのは、議論文での論証が、推論過程の記述というより、読み手に対する説得という面に重きを置いていることを示唆していることを指摘する。

第 8 章では、中国人日本語学習者の文章理解ならびに日本語で産出した意見論述文章の特徴との関係を明らかにし、2 つの調査から述べる。第一の調査の結果、中国人日本語学習者にとっては、意見論述文章とは、論拠に基づく書き手独自の意見が前面に出た文章であると認識されていることから、日本の意見文を認識・弁別するに際しても、その枠組みは作用していることが分かる。第二の調査により、実際に学習者が産出した作文を分析すると、文章構造に関しては、議論文の影響が大きくいずれも規範意識の表れであると考えられることを述べる。

第 9 章では、日本の意見文、小論文は、作文を通じて書き手の論理的思考力を測定することに重きがあり、特別な知識を求めておらず、表現効果につながる修辞についても、意識的に追求されることが少ない。

一方、模範文章から見ると、中国の議論文は、書き手と関わりのない他者から構成された公共空間を背景とし、社会的正当性を付与された知識・権威を論拠とする意見を、読み手を意識しながら、導入から結びにいたるまで反復・展開していくことが求められる。両者の背景にあるのは、日本の意見論述文章は論理的な思考により自身がどのように考えているかを表現する文章であるのに対して、中国の意見論述文章は相手を説得していく文章であるということが言える。すなわち、意見論述文章を書く前提が違うため、具体的な文章上の差異が生まれてくると考えることができることを結論とする。

審査の要旨

1 批評

文章論の枠組みで、日本の意見文と小論文、中国の議論文の総意を、文章構造と表現効果の観点から論じ

たもので、日本語、中国語のデータをしっかりと分析した内容となっている。特に中国語母語話者である学習者の作文データは、自身でデータを収集した貴重なものである。日中両言語のそれぞれの文章規範を明らかにでき、日本語の意見文および小論文においては推論が、中国語の議論文においては説得力が重要な要因となっていることを明確に述べた点は最大限評価できる。文章構造については、市川(1978)樺島(1983)他従来の日本の伝統的な文章論をしっかりと援用することで普遍性を有し、加えて、動詞に着眼して分析結果を可視化することで明示的な説明に成功している。一方で表現効果については、日本語と中国語の対照分析を行うことで、日中の規範の異なりを論じた点は興味深く、特に中国語の意見論述文章の特徴らしきは、日本語教育のみならず、中国語教育にも有益な内容となっている。

導入、本論、結びと行った構造自体は、どの言語表現にも見られる不変モデルとして挙げられ、多言語の比較を可能にしているのに対し、文章効果については、因子が個別言語的になっており、あくまでも日本語、中国語の対照には有益であっても、どれほど普遍性があるかは今後の課題であるが、こうした問題点については、前川氏自身も十分自覚しており、これからの発展的な研究を通じて解決していくものであり、本論文の学術的価値を損なうものではない。

2 最終試験

令和3年1月25日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審査の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（日本語教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。